

持続可能な開発目標 (SDGs) のロゴ／ホイール／アイコンの使用について、国連本部グローバル・コミュニケーション局が「よく寄せられる質問 (FAQ)」をまとめました。使用ガイドライン (2019 年 8 月改訂版) と併せてよくお読みください。

よく寄せられる質問 (FAQ)

SDGs ロゴ／ホイール／アイコンの使用許可を申請する必要があるのは、どんな時ですか。

資金調達や商業用途で SDGs ブランディングを用いる場合には、必ず書面による事前許可が必要になります。【「持続可能な開発目標 カラーホイールを含む SDGs ロゴと 17 のアイコンの使用ガイドライン」([英語](#)・[日本語](#)訳) の p.4-5 を参照のこと】

営利団体が情報目的で SDGs ブランディングを用いる場合、承認は必要になりますか。

プレゼンテーションや社内報、非財務報告または年次報告その他、自社の SDGs 関連活動や SDGs に対する支援を表すための会社資料など、主に事例を示すことを目的とする用途について、許可は必要ありません。SDGs のロゴとアイコンは常に、国連の SDGs ガイドライン ([英語](#)・[日本語](#)訳) に従って使用しなければなりません。

どのような使い方が禁止されているのですか。

SDGs ロゴ／ホイール／アイコンは、特定の製品、サービスまたは活動に対する国連の支持を示唆する形で使用してはなりません (例えば、製品やサービスの販売促進または広告の文脈での使用など)。また、自己宣伝や個人的な財務利益の獲得を目的とする形でも使用してはなりません。SDGs の精神や目的との整合性が明確でない SDGs ブランディングの利用は、原則として許可されません。

SDGs ロゴ／ホイール／アイコンを名刺や文房具に使用することはできますか。

SDGs ロゴ／ホイール／アイコンは、特定の製品、サービスまたは活動に対する国連の支持を示唆する形で使用してはなりません (例えば、製品やサービスの販売促進または広告の文脈での使用など)。また、自己宣伝や個人的な財務利益の獲得を目的とする形でも使用してはなりません。

SDGs ロゴ／ホイール／アイコンの使用許可は、どのように申請するのですか。

許可を申請する場合には、アイコンやロゴをどのように使用するつもりかを具体的に示すサンプルまたは試作品に希望する用途の簡潔な記述を添え、件名をすべて大文字で「SDG LOGO/ICON REQUEST」としたメッセージを sdgpermissions@un.org まで提出してください。

※申請のためのメールは、件名および本文ともに、すべて英語で提出してください。

SDGs ブランディングの使用にはその都度、許諾契約が必要となりますか。

国連との比較的大規模な協業プロジェクトについては、許諾契約が締結されます。それ以外の場合には、原則的に書面による許可が行われます。

SDGs ホイールと組み合わせて、新しいロゴ・デザインを作ることはできますか。

できません。国連以外の主体は、SDGs ホイールまたはその要素を別のロゴ・デザインに統合したり、当該主体のロゴまたはブランディング要素の一部として用いたりすることができません。

SDGs ブランディングを印刷出版物(書籍・図書等)またはウェブ出版物に使用する場合、許可は必要ですか。

教科書を含め、印刷出版物や電子書籍に SDGs ブランディングを使用するためには、書面による事前許可が必要となります。許可を申請する方は、上記の指示に従って申請を提出してください。報道機関(新聞、雑誌、TV、ウェブ)による情報目的での利用は、ガイドラインに従うことを条件に申請なく利用可能です。

参加が無料でない会議やセミナーで SDGs ブランディングを用いる場合、許可は必要になりますか。

はい。参加料が発生する場合、イベント関連の資料(招待状、チラシ、バナー、ポスターなど)での SDGs ブランディングの使用には、許可が必要になります。

* * * * *

(日本語訳:国連広報センター 2020年7月)